

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年2月20日（平成29年（行個）諮問第40号）

答申日：平成30年3月26日（平成29年度（行個）答申第218号）

事件名：本人が行った労災請求に関する実地調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人が平成27年特定月日に仕事中に負傷した件で、特定労働基準監督署長が労災の支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月12日付け神個開第28-167号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の趣旨は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

法14条2号，3号イ，オ，キ，3調査意見書はしらがき，7号柱書により不開示とされた箇所については、審査請求および意見書作成において詳細不明な為必要という理由により開示すべきである（原文ママ）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年8月18日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求者が平成27年特定月日に仕事中に負傷した件で、特定労働基準監督署長が労災の支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成28年9月12日付け神個開第28-167号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成28年11月22日付け（同月24日受付）で審査請

求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えらる。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求者が平成27年特定月日に仕事中に負傷した件で、特定労働基準監督署長が労災の支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した文書番号2の①、3の①、4の①、6の①、7の①、8の①、9、10の①及び11の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した文書番号1、6の②及び7の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定期間から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した文書番号2の②、3の②、4の②、8の②、10の②及び11の②の不開示部分は、特定事業場の印影であり、特定事業場等が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した文書番号1、6の②及び7の②の不開示部分は、特

定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月9日 審議
- ④ 同年12月12日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 平成30年3月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人が平成27年特定月日に仕事に負傷した件で、特定労働基準監督署長が労災の支給請求に係る決定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号11に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象

保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番9について

当該部分は、特定労働基準監督署において、当該文書を受理（受付）した際の受理（受付）印であり、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。また、これを開示しても労働基準監督機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番12について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同じ内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番2，通番4，通番6，通番8，通番10，通番12，通番14及び通番17について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の署名又は印影であり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番15について

当該部分は、特定健康保険組合の担当者の姓であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イ

ないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番3、通番5、通番7、通番13、通番16及び通番18は、特定事業場及び特定健康保険組合の印影であり、当該印影は当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番9のうち第三者の所属先及び職氏名について

当該部分は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1、通番9（上記（ア）を除く。）及び通番11について

当該部分は、審査請求人以外の第三者から聴取した事項及び内容、審査請求人以外の第三者から提出された資料並びに当該事案に関する医師の意見であり、これらを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述等を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述等を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、神

奈川労働者災害補償保険審査官に対し，労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており，原処分後に，上記労災保険給付に係る審査請求事件について，神奈川労働者災害補償保険審査官による決定がなされ，審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては，当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが，当該決定書の送付により，当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから，諮問庁の現時点における対応としては，当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法14条2号，3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，別表の5欄に掲げる部分を除く部分は，同条2号，3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別表の5欄に掲げる部分は，同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号及び文書名		2 通番	3 不開示を維持する部分	4 不開示情報該当条項（法14条）			5 開示すべき部分
文書番号	文書名			2号	3号イ	7号柱書き	
1	保険給付実地調査復命書	1	2頁ないし5頁の不開示部分	○		○	なし
2	療養補償給付たる療養の費用請求書①	2	① 1頁の署名及び個人印影部分並びに2頁の署名部分	○			なし
		3	② 1頁及び2頁の法人印影部分		○		なし
3	療養補償給付たる療養の費用請求書②	4	① 1頁の署名及び個人印影部分並びに2頁の署名部分	○			なし
		5	② 1頁及び2頁の法人印影部分		○		なし
4	療養補償給付たる療養の費用請求書③	6	① 2頁の署名部分	○			なし
		7	② 1頁及び2頁の法人印影部分		○		なし
5	電話聴取書①	—	なし	—	—	—	—
6	関係資料①	8	① 1頁及び2頁の印影部分	○			なし
		9	② 不開示部分全て（上記①で掲げる部分を除く。）	○		○	1頁の受理（受付）印
7	意見書等①	10	① 1頁の医師署名及び印影部分	○			なし
		11	② 1頁の「依頼事項にかかる意見」の不開示部分	○		○	なし

8	意見書等②	1 2	① 1 頁の医師署名及び印影部分並びに 3 頁の氏名部分	○			3 頁の氏名部分
		1 3	② 3 頁の法人印影部分		○		なし
9	診断書	1 4	3 頁の署名部分	○			なし
1 0	関係資料②	1 5	① 1 頁の不開示部分（下記②で掲げる部分を除く。）	○			なし
		1 6	② 1 頁の法人印影部分		○		なし
1 1	関係資料③	1 7	① 1 頁の個人印影部分及び 5 頁の署名部分	○			なし
		1 8	② 1 頁， 3 頁及び 4 頁の法人印影部分		○		なし